土木工事等建設資材単価公表要領

(目的)

第1条 公共工事の執行については,透明性・競争性・客観性の確保が求められており, これらを確保する観点から,積算基準類の一つでもある建設資材単価を公表することに より,受注者の的確な見積もりに質するとともに,その競争性・公平性を期するもので ある。

(公表の内容)

第2条

(1)公表の対象

茨城県企業局が発注する土木工事等の積算に用いる建設資材単価(以下「資材単価」 という。)。

(2)公表の範囲

資材単価のうち,一般的な資材については(財)建設物価調査会及び(財)経済調査会(以下「物価調査機関」という。)から市販されている「月刊・建設物価」及び「月刊・積算資料」(以下「物価資料」という。)に掲載されている価格を基に単価を設定しているため,すでに公表済とみなし閲覧資料に含めないものとする。また,土木主要資材については,茨城県土木部より公表されている単価を採用しているため,すでに公表済とみなし閲覧資料に含めないものとする。

したがって,公表する閲覧資料には上記物価資料等に掲載されていないものについて,企業局が市場取引価格の実態調査を物価調査機関に委託し,その結果を基に設定した資材単価を公表する。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は閲覧及びインターネットによるものとし,以下のとおりとする。

(1)閲覧場所

資材単価の閲覧場所は,県庁舎1階「公共事業情報センター」とする。

(2)閲覧方法

公表資料の閲覧方法は,資材単価表を所定の場所に設置し,希望者に閲覧するものとする。公共事業情報センター内でのコピーは可能(カメラおよびハンディーコピーの使用を含むものとする。)とする。具体の資材単価の内容等に関する電話等による問い合わせには応じないものとする。

(3)閲覧期間

月曜日から金曜日(ただし,国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)の午前9時半から正午,午後1時から午後4時までとする。ただし,必要がある場合は,閲覧時間について制限することがある。

(4)公表資料の管理・保管

公表資料の貸し出しは行わないものとする。

(5)公表の時期

公表する資材単価の公表時期は,原則年1回(7月)とする。

(6)インターネットによる公表

掲載場所は茨城県企業局ホームページ内とし,掲載するデータは PDF 形式とする。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附則

この要領は,平成23年2月1日から施行する。